

(2) 令和2年伯耆町区長協議会役員を選出について

地区	集落名	氏名	備考
八郷地区			
大幡地区			
幡郷地区			
二部地区			
溝口地区			
日光地区			

※任期：令和2年1月28日～令和2年12月31日

※会長（1人）・副会長（2人）・委員（3人）は、各地区から選出された役員の互選により、決定します。

ただし、副会長の選出については、伯耆町区長協議会規約第5条第2項の規定により、岸本地域・溝口地域からそれぞれ1人ずつ選出することとなっています。

(3) 区長名簿及び区長協議会役員名簿の送付について

- (1) 目的 集落活動に関する情報交換や、他の集落との連携した取り組みなどを推進するため
- (2) 名簿の内容 区長名簿・・・集落名、区長名
役員名簿・・・役職名、地区名、集落名、区長名
- (3) 送付範囲 伯耆町区長協議会を構成する区長
- (4) 送付方法 区長便